

## ○かめやま生物多様性共生区域認定審査取扱方針

令和5年6月30日

認定基準に基づく審査取扱方針は次のとおりとする。

認定審査は、申請者から提出された申請書類に基づき、以下の手順により書類審査、現地確認、審査会を行い、合議制で審査を行う。

1. 事務局は、申請者からの提出された書類を審査し、書類の不備等がある場合は申請者へその旨を連絡し、不備を修正するよう伝える。
2. 事務局は、申請書類に基づいて現地を確認し、申請内容に相違ないことを確認する。この時、必要に応じてかめやま生物多様性共生区域認定審査委員（以下、「委員」という。）に同行を依頼するものとする。
3. 事務局は、事前に委員に申請内容を通知したうえで、委員を招集し、認定審査会を執り行う。認定審査会の手順は以下のとおりである。
  - 3-1. 事務局は委員に対し、書類審査及び現地確認の報告を行う。
  - 3-2. 委員各自は、かめやま生物多様性共生区域認定審査表により、認定基準に基づく審査項目のそれぞれに対して評価を行う。
  - 3-3. 事務局は、委員の評価を取りまとめ、その結果を委員に報告する。
  - 3-4. 委員は取りまとめ結果を基に討議を行い、合議制により、かめやま生物多様性共生区域認定審査表について最終的な評価を取りまとめる。最終的な評価がすべて「3」以上であれば認定相当となる。
4. 審査会は、審査の経過及び結果を亀山市へ報告する。
5. 市長は、審査会の報告に基づき、かめやま生物多様性共生区域を認定する。

◆かめやま生物多様性共生区域認定審査表

審査基準	詳細	評価とその基準				
		5	4	3	2	1
(1) 境界・名称に関する基準	境界に関する基準	区域の境界が <u>明示されている</u>			区域の境界が <u>明示されていない</u>	
	名称に関する基準	区域の名称が <u>明示されており</u> 、その内容が <u>社会通念上適切である</u>			区域の名称が <u>明示されていない</u> 、又はその内容が <u>社会通念上適切でない</u>	
(2) 統治・管理体制に関する基準	統治に関する基準	区域の <u>統治体制が明確であり</u> 、関係者が <u>申請に同意しており</u> 、 <u>認定に適格な区域</u> である			区域の <u>統治体制が不明瞭</u> 、又は <u>関係者の同意が得られていない</u> 、又は区域の認定に <u>適格でない要素がある</u>	
	管理に関する基準	区域の <u>管理目的が明確</u> であり、管理内容や実施者、頻度などが <u>明示されている</u>			区域の <u>管理目的が不明瞭</u> であり、管理内容や実施者、頻度などが <u>明示されていない</u>	
(3) 生物多様性の価値に関する基準		<u>論文等客観的資料により</u> 、区域が生物多様性の価値を1つ以上有していることが <u>確認できる</u>	現地確認や提出資料により、区域が生物多様性の価値を1つ以上有していることが <u>明確に確認できる</u>	現地確認や提出資料により、区域が生物多様性の価値を1つ以上有していることが <u>概ね確認できる</u>	現地確認や提出資料にては、区域が生物多様性の価値を1つ以上有していることが <u>十分に確認できない</u>	現地確認や提出資料にては、区域が生物多様性の価値を1つ以上有していることが <u>ほとんど確認できない</u>
(4) 管理による保全効果に関する基準	管理の有効性に関する基準	管理内容が十分配慮されており、 <u>区域の生物多様性の価値を高める可能性が高い</u>	管理内容が十分配慮されており、 <u>区域の生物多様性の価値を高める可能性はある</u>	管理内容が十分配慮されており、 <u>区域の生物多様性を損なう可能性は低い</u>	管理内容は、 <u>区域の生物多様性を損なう可能性はある</u>	管理内容は、 <u>区域の生物多様性を損なう可能性が高い</u>
	モニタリングと評価に関する基準	モニタリング計画により、区域の生物多様性の状況や変化を、 <u>客観的なデータとともに把握することができる</u>	モニタリング計画により、区域の生物多様性の状況や変化を、 <u>現在よりも詳細に把握することができる</u>	モニタリング計画により、区域の生物多様性の状況と変化を、 <u>概ね把握することができる</u>	モニタリング計画では、区域の生物多様性の状況と変化を、 <u>十分に把握することができない</u>	モニタリング計画では、区域の生物多様性の状況と変化を、 <u>全く把握することができない</u>

◆かめやま生物多様性共生区域認定審査解説

かめやま生物多様性共生区域認定要領第7条に規定する認定基準について、下記のとおり解説する。

審査基準	詳細	解説
(1)境界・名称に関する基準	境界に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地理的に画定された区域であること</li> <li>・区域の面積が算出されていること</li> </ul>
	名称に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称が付されていること（他の権利を侵害する名称や、公序良俗に反する名称でないこと）</li> </ul>
(2)ガバナンス・管理に関する基準	管理権限に関する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内の土地に対する統治責任者及び管理責任者が特定されている。</li> <li>・統治責任者、管理責任者が区域の範囲に同意している。</li> <li>・統治責任者、管理責任者がそれぞれ複数の者から構成される場合には、それらの者の意思疎通が図られる定期的な機会が設定されている。</li> </ul>
	管理措置に関する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域の管理目的が明確化されている。</li> <li>・管理措置の内容や実施者、頻度が明確化されている。</li> <li>・管理措置の内容が法令等に違反する行為ではない。</li> <li>・統治責任者及び管理責任者が法人、団体の場合には、解散する予定がなく、統治責任者及び管理責任者としての立場の期間が継続する。</li> </ul>

審査基準	詳細	解説
(3) 生物多様性の価値に関する基準		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域の全部又は一部が、以下のいずれかの価値を有し、そのことが申請資料や現地確認において確認することができる必要がある。(論文文献や公共的資料等、客観的な資料により示すことができることが望ましいが必須ではない)</li> <li>1. 公的機関等によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場としての価値</li> <li>2. 原生的な自然生態系が存する場としての価値</li> <li>3. 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値</li> <li>4. 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する成立している場としての価値</li> <li>5. 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場としての価値</li> <li>6. 希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場としての価値</li> <li>7. 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場としての価値</li> <li>8. 越冬、休息、繁殖、採餌、移動(渡り)など、動物の生活史にとって重要な場としての価値</li> <li>9. 既存の保護地域又はかめやま生物多様性共生区域をはじめとするOECMに隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場としての価値</li> </ul>

審査基準	詳細	解説
(4) 管理による保全効果に関する基準	管理の有効性に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域の管理目的及び管理措置の内容が、3に掲げた生物多様性の価値に負の影響を与えるものではなく、長期的な域内保全に貢献するものであること</li> <li>・区域の管理が通年で行われていること。ただし、年間の一部の時期のみ行われている管理措置により生物多様性の価値の通年保全が図られている場合は、この限りではない。</li> <li>・3に掲げた生物多様性の価値に対する脅威が特定されており、有効と考えられる対策が検討又は実施されていること。</li> <li>・3に掲げた生物多様性の価値に影響を及ぼす現行又は将来の開発計画が存在しないこと。</li> </ul>
	モニタリングと評価に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3に掲げた生物多様性の価値が保全されていることを、モニタリング調査により、概ね5年に一度の頻度で実施している又は実施する見込みであり、その内容が妥当である。</li> </ul>